

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバーの設置等）に係る面談
2. 日時：令和3年9月7日（火）10時05分～10時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
竹内室長、新井安全審査官、久川係員
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
審査グループ 地震・津波審査部門
江崎企画調査官、千明主任安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プール燃料取り出しプログラム部
1号カバー設置プロジェクトグループ 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバーの設置等）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - アンカーの設置方法について
 - アンカー削孔に伴う原子炉建屋への影響について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
 - アンカー打設の先行工事について、原子炉建屋の外壁の事故後の健全性を確認できていない現段階では判断できないため、まずはアンカー削孔作業を行う前に、原子炉建屋の非破壊検査等の外壁調査を行うこと。
 - また、原子炉建屋の外壁調査にあたっては、コンクリートの経年劣化の評価とともに、コア抜き試料の強度試験も実施すること。
 - アンカーの引き抜き試験について、外壁調査に加えて、許容限界の確認の観点で実施すること。
 - アンカー打設の局所的な位置だけでなく、原子炉建屋大型カバーの荷重がアンカーを介して伝わる原子炉建屋の応力集中部位について、事故後の状態及び健全性を整理し説明すること。
 - 原子炉建屋の削孔及びアンカー打設工事の位置づけについて、アンカーの施設区分の観点から本体工事または準備工事のいずれかに該当するのかを整理し説明すること。
 - 原子炉建屋大型カバーを設置するにあたって、先行して実施を予定している準備工事のうち、本申請の許認可に関連する工事があれば整理して示すこと。等を求めた。

6. その他

資料 : 1号機燃料取り出し用カバーのうち大型カバーの設置について